

広島県告示第五百二十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十六年七月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
中山上二丁目七地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

広島市東区		郡市・区		町		地番		標柱番号	
中山上二丁目		中山新町一丁目		甲二三四番三		標柱一号			
		甲二三四番一		標柱二号及び三号					
		一四三二番一		標柱四号					
		一四三〇番一		標柱五号					

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
向山地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

三原市		郡市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
幸崎久和喜		幸崎町		久和喜		向山		二七〇〇番一		標柱一号及び十号			
								一六四九番一		標柱二号			
								一六五〇番一		標柱三号			
								一六四七番六		標柱四号			
								二七五四番		標柱五号			

三三〇一番	三二一四番一	二七二八番	二七四九番一
標柱九号	標柱八号	標柱七号	標柱六号